

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称		令和8年度 第2回行政評価委員会
開催日時		令和8年 5月29日(金) 午後7時00分から 午後9時00分まで
開催場所		市役所 本館2階 大会議室
委員名		(1) 出席委員 加留部貴行、木本圭子、大石くみ、芹野千佳子、中川孝晃、山下永子、山下耕治 (2) 欠席委員 なし
所管課職員職氏名		事務局 経営企画部長 花田 積 【欠席】 経営企画部経営戦略課長 向井 泰博 経営企画部経営戦略課企業誘致係長 福原 雄貴 経営企画部経営戦略課経営戦略係長 古賀 雅典 経営企画部経営戦略課経営戦略係 加藤 慎太郎 担当 経済産業部長 高山 康和 経済産業部うみがめ課長 占部 賢 経済産業部うみがめ課主幹 兼清掃対策係長 千原 幸登 経営企画部経営戦略課長 向井 泰博（再掲） 経営企画部経営戦略課企業誘致係長 福原 雄貴（再掲）
会 議	議 題 (内 容)	1 会長あいさつ 2 第3次福津市行財政改革大綱 実施計画の令和7年度 取り組み結果に関する評価 「No.11 し尿処理料金補助事業の見直し」 3 行革総括【1】～第3次福津市行財政改革大綱 説明～
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	3名
	資料の名称	【資料1】 し尿料金補助事業の見直しについて 【資料2-1】 第3次福津市行財政改革大綱 【資料2-2】 第3次福津市行財政改革大綱 実施計画 取り組み結果と総括（素案）※非公開 【資料3】 第3期福津市まち・ひと・しごと創生総 合戦略・人口ビジョン
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録 ☒ 録音テープを使用した要点記録 ☐ 要点記録 記録内容の確認方法
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
第2回 会議録	
※略称に係る補足 行革大綱・・・福津市行財政改革大綱	
事務局	（開始に先立ち、傍聴人の入室を案内）
～傍聴人入室～	
1 会長あいさつ	
会長	今回は第3次行革大綱に関し、取り組み結果の評価が1件と、次回に向けた大綱そのものの説明という内容になっている。どうぞよろしくお願いしたい。
事務局	（今回の議題及び資料について概要説明。なお【資料3】は第4回・第5回で使用する旨を補足した。）
2 第3次福津市行財政改革大綱 実施計画の令和7年度取り組み結果に関する評価 「No.11 し尿処理料金補助事業の見直し」	
担当	今から説明申し上げる「し尿処理料金補助事業の見直し」については、当該事業を検討する中で課題が見つかったため、どう進めていくべきか助言を賜りたい所存である。
担当	（【資料1】及び【資料2-2】をもとに説明）
会長	では、委員から質疑等あるか。
委員	【資料1】p3「⑧市の負担」において、R5及びR7ではし尿の一人当たりの市負担額が比較的大きくなっているが。
担当	令和5年度半ばまでは宗像市へ負担金を支出し、同市の施設でし尿処理を行っていたが、操業停止に伴い、以降古賀市の施設「海津木苑」で処理する形となった。したがって令和5年度はちょうど切り替わりの時期であったため、宗像市及び古賀市へ負担金を支払っていたことによる。令和7年度は古賀市海津木苑の建設費用等によって一時的に市負担額が増大しているが、令和8年度以降は落ち着いていく見込みである。
委員	公共下水道事業の区域外における補助事業廃止の方向性に関しては概ね妥当であると考える。し尿の定期的かつ適正処理を促進する、という本制度の目的はほぼ達成されているとのことで、近隣自治体に同様の制度が無いことや、旧町時代の要綱から20年以上変わっていない状況を鑑みると、見直しの時期に来ているのではないかと。
	2点確認したい。（ア）【資料1】p3「⑦し尿処理補助金交付数」において交付者総数が841人となっているが、ご高齢であったり連絡が取りづらかったりといったことも想定される。こういった方々への周知策は。（イ）【資料1】p3「⑧市の負担」のR7における一人当たり市負担額では、し尿が下水道の約5倍にもなっている。市の財政からするとし尿処理事業はそれなりの負担かと拝察するが、今後の方向性を改めて伺いたい。
担当	（ア）し尿の収集・運搬はし尿処理許可業者が実施しているため、許可業者と協議した結果、補助金がなくなる旨を記載した文書を業者に配布してもらう案が挙がっている。（イ）合併浄化槽やイベント用の簡

	易トイレなどがあるため、し尿処理そのものは仮に下水道が普及したとしても完全に無くなることはなく、それに係る負担金の減額は現実的に考えにくい。
担当	市の負担額にはイニシャルコストも大きく反映されている。先に申したとおり宗像市の施設は令和5年度半ばで操業を停止したが、その解体まで行ってから土地を返却することが地元との約束であったため、解体撤去費は当面の間市負担額に加算されていくものと考えている。
委員	周知策に関連し、どのエリアに対象者が多いかという傾向は確認できるのか。特定のエリアに多いのであれば、その地域向けに説明をすることもありうるのか。
担当	し尿処理補助金の実績をもとに大まかな傾向は把握できる。基本的に下水道事業の区域外が多いが、下水道に接続可能な市街地であっても「汲み取りの槽が下にある状態で下水道管を通す工事が難しい」事例がある。また、あと何年使うか分からない中でお金をかけて工事することに難色を示される方などもいらっしゃる。総じて、対象者は特定のエリアに集中しているわけではない。
委員	補助金事業としては廃止の方向性で問題ないかと考える。見直す時期に関しても今かと。
	これまでの公共下水道普及の中で、一部地元からの反対があり工事が難航したエリアがあったとも聞く。今回補助事業を廃止するとなった際、大きな問題に発展する懸念はあるか。
担当	先の説明でも申し上げたが、要綱に基づく補助金の手続き上、補助金そのものは、し尿処理許可業者に支払っているため、市民は補助金を差し引いた額を負担していることから、そもそも市民が補助金の存在を知らない可能性もある。
	しかしながら委員おっしゃるとおり、補助金を廃止するとなればある程度戸惑いの声はあるものと思う。
委員	もし対象者が補助金の存在を知らない状況があるのであれば、補助対象者から見た際「負担額が上がる」という結果だけが先行してしまわないよう、これまで補助金が出ていた経緯も含め、周知に臨むとよいのでは。
委員	他の委員がご指摘のとおり、対象である市民が補助金の存在を知らない可能性に対してどうアプローチしていくかが一つポイントかと。補助金が出ていたことやし尿処理の現状を知ってもらえるよう、通知の前段階として、市民により分かりやすいよう図示するなどしてお知らせをするとよいのではないかと。
委員	近隣自治体においても同様の補助制度が見受けられないことも踏まえると、廃止の方向性には概ね賛成する。
委員	公共下水道への接続に係る補助はあるのか。
担当	【資料2-2】p30 上段の「現状」欄③のとおり、公共下水道整備が令和5年度に完了見込みとなったことにより、水洗便所等改造奨励金を令和8年度まで交付している。なお、この3年という期間設定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第十一条の三第1項に則ったものである。
委員	補助制度の廃止となった際、その周知をした時点で既に同奨励金が終了していた、とならないようにしていただきたい。
担当	水洗便所等改造奨励金の普及啓発に関しては、議会でもご意見を頂戴している。補助制度が廃止となった場合、同奨励金も含め、年度内なるべく早い段階で周知していきたい。
会長	（ここまでのまとめ）

	昨今全国的な課題として、下水道管の老朽化に係る維持管理をどうするかも議論される中、コストをかけざるを得ない部分・したほうがよい部分といった優先度を見極めながら、下水道事業全体を考えていくことが肝要である。 本件はそういった点でも見直す時期に来ていると思う。唐突感が無いよう、丁寧なコミュニケーションを以て進めていただきたい。 最後に担当部署よりコメントをいただきたい。
担当	下水道事業の区域内外を考慮した補助制度の在り方について悩んでいた最中、貴重なご意見を賜り、ある程度の方向性は見えてきた。唐突にならないよう、時間をかけた丁寧な周知に努めていきたい。引き続き、今後内部でさらに検討を進めていく予定である。
会長	補助金の見直しはこれまでも第2次行革大綱等で進められてきたかと思うが、本件のように取り組むべき項目が残っているのであれば、継続して精査していただきたい。
	3 行革総括【1】～第3次福津市行財政改革大綱 説明～
担当	（【資料2-1】をもとに、第3次行革大綱について説明）
会長	では、ここまでで委員から質疑等あるか。
委員	【資料2-1】p2に記載の「財政的效果」額はどのように試算したのか、大まかで構わないので伺いたい。
担当	平成19年策定の行革大綱で大きいのは、合併後から行ってきた職員数の適正化－人件費等の削減である。第2次行革大綱では、5つの公立保育所のうち一つを除き、民営化したことが一つ大きなものとして挙げられる。行財政集中改革プランは、より施設にフォーカスした作りこみをしており、JR福間駅構内のエンゼルスポットの廃止などがある。各行革大綱等の効果額は、こうした取り組みの策定時点と計画期間終了後の決算額を比較し、試算したものである。
担当	（【資料2-2】をもとに、第3次行革大綱の総括（案）を説明）
会長	委員から質疑等あるか。
委員	取組項目No.2「AI・OCR、RPAの導入による業務効率化」について【資料2-2】p7のとおり進捗管理を終了する予定としているが、とりわけAIを取り巻く状況は大きく変化している。AIを上手く活用すれば文書作成はもとより、RPA出力も可能であるため、かなりの効率化に繋がると思う。進捗管理を必ずしも行う必要は無いかと思うが、是非ギアを上げて取り組んでいただきたい。
担当	令和6年3月に現デジタル推進課が「福津市DX推進方針」を策定しており、今後のロードマップを今年度作りこんでいくと聞き及んでいる。一旦、第3次行革大綱の取り組みとしては終了し、今後は同方針のもとでの取り組みにシフトしていく形で想定している。
委員	31の取り組み項目の4段階評価について、CとDの線引きは明確か。
担当	評価Dとなった取り組みは2つあった。1つ目が「公用バスの外部団体の利用条件の見直し及び保有台数の削減」であるが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸出の一時停止を行ったため、正確なニーズ把握が困難であったことから、「取り組みが行えなかった」と担当課が整理しているものと思う。2つ目が「法人市民税の税率改正」であるが、新型コロナウイルス感染症拡大に加え、その後の急激な物価高騰により、取り組みが行えず、内容自体を再検討する必要が出てきたことによる。

委員	他方、前半で取り扱った「し尿処理料金補助事業の見直し」は、計画期間内で補助金の撤廃に至っていないものの、許可業者との協議など、改革に向けた取り組みを進められたためＢ評価、というように、取り組みが行えたものについてはＢまたはＣ評価としている。
担当 委員	「法人市民税の税率改正」について、法人市民税は法人税割と均等割から成るが、他自治体ではどちらに超過課税を行っているのか、そもそも導入していないのか、といった事例研究はいかがか。 適宜担当課に確認し、次回回答させていただきたい。 次回、我々委員が議論するのは、31の取り組みの評価に関して、ならびに臨時行財政運営方針に引き継ぐかどうか、でよいのか。また、第4次行革大綱を作成するのか。
担当	私どもとしては、まずは第3次行革大綱全体の評価をいただきたい、というところがある。臨時行財政運営方針に引き継ぐかに関してはその次の段階と考えている。臨時行財政運営方針の更にその先の話だが、事務の効率的かつ効果的な遂行は、行革大綱如何に関わらず行政として日ごろから進めていくべきもので、それを第4次行革大綱として外部に発信していくのかどうか、臨時行財政運営方針に係る取り組みを徹底したうえで、市の経営状況を考慮しながら検討していくことが必要と考えている。
委員	「中央公民館の機能の再定義・再配置」は臨時行財政運営方針にも引継ぐ予定とのことだが、社会教育に関する会議に出席する中で、学校教育と社会教育を繋げうる場として、中央公民館には大きな関心が寄せられている。部活動の地域移行の流れに起因して、学校側からも「中央公民館を文化活動の場として活用できないか」という声が挙がっている。 このように中央公民館関係は学校教育課と郷育推進課が連携して動いているが、そうした横の風通しがどれだけ良くなってきているか、今後の評価で重視していきたい。
委員	先ほども話題に上ったが、福津市役所内で生成ＡＩをこのように使っていくという指針があるのか知りたい。他自治体ではかなり活用が進んでいるところもあり、日々の業務で積極的に使っていくべきものと考える。
担当 委員	適宜担当課に確認し、次回回答させていただきたい。 数字の面での成果も重要であると同時に、職員の「活力の向上」や、市民の幸せに繋がるかといった観点も大切にしてもらえれば。それらの実現のためにも、生成ＡＩなど活用できるツールは使っていけたらと思う。今後の評価で、関わった職員の想いなども訊いてみたい。
会長	(ここまでのまとめ)
その他 事務局 会長	(次回の開催日程の伝達) 以上で閉会する。